

第16号
2013年8月8日発行

発行：横浜SSJ
(特定非営利活動法人 横浜市精神障がい者就労支援事業会)
〒240-0004 神奈川県横浜市中区藤町1-6-7 関内伊藤ビル4F C号
TEL 045-228-8220 FAX 045-228-8221
発行責任者：理事長 青柳 智夫
編集：横浜SSJニュース編集委員会
印刷：ワークショップメンバーズ

研修会報告

(障害者雇用促進法改正他)

2013年5月20日、第7回総会を終え、横浜SSJは2013年度の活動を開始しました。今年度の総会前研修会は、「精神障がい者への雇用率改正に向けた法律改正」、及び「これからの就労支援について」というテーマで、2名の講師を迎え、横浜SSJ 各事業所従業員や各施設利用者、関係機関の方々など、100名を超える参加を得て行いました。その研修会を振り返り、精神障がい者の就労支援の今後について考えてみます。

要望・陳情活動から

今年も要望活動の季節となり、市精連と一緒に、自民党、共産党、民主党、公明党の順番で、要望活動を開始しました。

8月には横浜市との懇談会を経て、横浜市長あて要望書、横浜市会議長あて陳情書を提出します。

横浜SSJからの主な要望・陳情事項は以下の3点です。

- ◆横浜市等委託事業の継続
- ◆就労支援事業所での職場定着支援の制度化
- ◆横浜市及び関係機関での精神障がい者雇用の実現

今年は、北部から久保山へ異動した当事者従業員の佐藤修さんから、アピールをしていただきました。以下、掲載します。

私は、横浜SSJの母体であります市精連の時代に、北部斎場従業員として採用され、斎場で10年6か月を過ごし、そのあいだに市精連の就労部門から、横浜SSJが誕生しました。定年延長終了後65歳から久保山事業所駐車場パート職員として勤務して約5か月になります。思いがけなく横浜市および横浜SSJとのご縁が長く続くことになりました。

それというのも、自分も社会参加したい、何か人のお役に立ちたい、社会にたとえひとつでも恩返ししたい。そのためには少ない能力でも十分発揮したい、できましたら自分の存在に気付いてほしい、そういう中で人と人とのつながりを持ちたい、という願いにこたえ続けていただいたのが横浜市という場であり、横浜SSJであります。

精神障がい者というハンディがありながら、今を生きることに追われても夢を持ち続け、挫折しながらも働く希望を捨てずにいる人を何人も知っています。働くことをあきらめないのは、働くことが自分の存在理由にもなっているからです。これまで長年積み重ねてきた実績と、60有余名の希望をささえているという事実をご考慮の上、ぜひお力添えをいただけますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

佐藤 修

1

講師①内閣総理大臣補佐官兼政府・
障害者施策に関するワーキングチーム座長 衛藤晟一先生

テーマ「精神障がい者を取り巻く法・制度改革の方向」

衛藤講師からは、ハローワークを通じて就職した精神障がい者の数が3,592件（H16）から23,861件（H24）と、8年間で6.6倍にも増えたこと、今回国会にて審議されている「障害者の雇用の促進等に関する法律（通称「障害者雇用促進法」）の一部を改正する法律案」では、「障害者に対する差別禁止」、「合理的配慮の提供義務」、「苦情処理・紛争解決援助」からなる障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応に加え「法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える」ことが含まれていること（詳細は次項のとおり）、精神障がい者の法律上の位置づけがやっと、身体障がい者、知的障がい者に近づいていることなどが話されました。

同じく現在審議されている「差別禁止法」の考え方にも触れ、実際に法律を作る立場からの情報提供として、わかりやすく聞けたと思います。また、1年以上の職場定着率が常に80%を超えている横浜SSJ各事業所の実績に対し、賛辞とエールをいただきました。

衛藤講師資料から障害者雇用促進法関係抜粋し、紹介します。（以下。法案は平成25年（2013年）6月13日衆議院本会議で可決成立、同6月19日公布されています。）

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

雇用の分野における障害者に対する障害者の差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に係る状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

1 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応（平成28年（2016年）4月1日施行）

（1）障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的扱いを禁止する。

（2）合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

（想定される例）

- ・車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること。
- ・知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること。

→（1）（2）については、公労使障の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事例を示す。

（3）苦情処理・紛争解決援助

①事業主に対して、（1）（2）に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。

②（1）（2）に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例（紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等）を整備。

2 法定雇用率の算定基礎の見直し（平成30年（2018年）4月1日施行）

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引き上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

3 障害者の範囲の明確化（平成25年6月19日（公布日）施行）

「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害者を含む）、その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。

II

講師②日本精神障害者リハビリテーション学会常任理事
（福島障害者職業センター所長）相澤欽一先生

テーマ「これからの就労支援を考える」

相澤講師は、衛藤講師も触れた障害者雇用に関する法制度の変遷を振り返りつつ、自らの研究から得られた知見を含め、（昨年度まで障害者職業総合センター主任研究員、2012年1月9日・横浜SSJシンポジウムに参加）支援者・当事者がいかにすれば安心して働き続けることができるか、というテーマを話してくれました。

まずはハローワークを通じて最近就職した精神障がい者約1,000名（統合失調症47%、気分障害27%、てんかん8%、その他14%）の調査結果から、「チームによる支援と職場適応指導」があれば、1年後の職場定着は倍以上になること、精神医療保健と就労支援の連携・統合がとても大切であることについて強調されました。

他、支援する側及び働く当事者に向けて多くのメッセージをもらいました。以下に中心的な2項目を抜粋して紹介します。

1 精神障がい者雇用管理のポイント

- （1）基本的に同じ会社の部下、同僚として接する。
- （2）本人の能力、適性にじた配置をする。
- （3）適切な指示をタイミングよく出す。
- （4）話しやすい関係・環境を作る。
- （5）叱責ではなく、有用な助言をする。
- （6）成功体験を積み、自信・達成感を持たせる。
- （7）適切な目標を設定し、結果をフィードバックする。
- （8）個別に配慮する事項があれば、その点を踏まえる。
- （9）支援機関を有効に活用する。

2 自己理解を支援するアセスメントの工夫

- （1）まず本人の希望を聞く、すべてはここからはじまる。
- （2）本人の「イメージ」や「隠れた思い」を理解しようとする。
把握すべき項目の例（以下（3）～（8））
- （3）本人の希望（内容・理由・現実検討の状況等）
- （4）職業上のセールスポイントと配慮事項
- （5）職歴・生活歴、社会生活能力（日常生活管理、対人技能、金銭管理、移動能力等）
- （6）基本的労働習慣や職務遂行能力（施設や職場実習等の経験を含む）
- （7）フォーマル及びインフォーマルな支援状況等
- （8）病気や障害の状況、健康管理面
- （9）本人の希望と関係づけて情報を整理する。
- （10）整理するときは図表を使用すると理解が深まりやすい。

- (11) 情報収集する必要性を本人に理解してもらう。
- (12) 準備性をハードルと捉えない。
- (13) 「できる」「できない」の視点で本人を追い込まない。課題点はどのような配慮や支援が必要かという視点で捉えることが重要。
- (14) 本人と支援者が異なる現状認識の場合、支援者の意見を押しつけるのではなく、一緒に具体的な事実を探る姿勢が必要。

以上、抜粋して紹介しました。職探しに悩んでいる方も、就労支援の方策に悩んでいる方も、いろんな情報を捉えて学ぶことにより解決することもあるのではないのでしょうか。当日の詳しい資料は本部事務局にありますので、必要でしたらお問い合わせください。

理事長 青柳 智夫

総会前研修会、総会参加者の感想

2013年5月20日に日本丸訓練センターで研修・総会がありました。当日は雨だったのですがたくさん参加されていました。

まず初めに内閣総理大臣補佐官の衛藤晟一先生のお話を聞かせていただきました。衛藤先生のお話にとってもありがたい気持ちになりました。政府の方達がきちんと心の病気である私達の事を考えてくださっていると力を入れてくださっていると伝えていただきました。障害者だからといって差別される事がない様に働きかけてくださっています。働きたいと思っている方も安心して働ける色々な提案を出して下さっているようです。衛藤先生は障害者だからではなく自信を持って生きてくださいと伝えてくださった気がしました。ありがとうございました。

次は福島障害者職業センター所長相澤欽一先生のこれからの就労支援を考えるという内容のお話をお聞きしました。これからの就労支援には就労支援従事者の専門性の向上・就労支援従事者の資格制度の検討・精神医療保健と就労支援の連携・統合などがありました。就労したい方は一人ががんばるのではなくて支援者の力をかりてきちんと就労してほしいとのことでした。ありがとうございました。

総会のほうではSSJの方ががんばっているとお聞きしました。

私達の事を考えてくださりありがとうございました。勇気をもらいました。

ワークショップメンバーズ
坪坂 美千代



このたびの、第7回総会では、斉藤惇理事、池田かおる理事、星野順平理事が退任され、三木和平理事、村上裕輔理事、大友勝理事が就任されました。以下、新理事3名から就任のごあいさつをいただきましたので紹介します。

新理事就任のご挨拶

医療法人社団ラルゴ
三木メンタルクリニック
院長 三木 和平

今年より理事に就任させていただくことになりました三木と申します。横浜駅東口で精神科クリニックを開業して11年になります。現在は主にうつ病休職者の復職支援(リワーク)を手掛けておりますが、精神科一般の診療も行っております。昨年は横浜SSJの職員研修の講師を務めさせていただきました。

最近特に感じているのは、リワーク利用者も多様化しており、発達障害がベースにあったり双極Ⅱ型障害の方が多く、パーソナリティに問題がある方も増えており、3か月のプログラムを終了しても復職できない方が多くなっている気がします。リワークを延長したり、復職前のトレーニング(プレワーク)を行っているところに紹介することもあります。

また離職してしまった方への再就職支援の必要性を実感しております。今後、横浜SSJとも協力しながらそのような方への支援も行っていければと考えております。宜しくお願いいたします。

理事着任にあたって

横浜市総合保健医療財団
村上 裕輔

このたび横浜市精神障がい者就労支援事業会理事を拝命しました村上です。設立以来、常に先駆的事业に取り組んでこられた横浜SSJの末席に列し身の引き締まる思いです。どうぞよろしくお聞きいたします。

市精連が久保山斎場での事業を開始してから18年がたちました。精神保健福祉法や障害者雇用促進法の改正、障害者自立支援法の施行などをひくまでもなく、この年月は精神障がいのある方々にとって激動の時代であったと言えます。そして今、法定雇用率の引き上げ、精神障がい者の雇用義務化と、ふたたび当事者を取り巻く状況は大きく変わろうとしています。この状況を雇用促進の追い風にしなければならぬのは言うまでもありませんが、ここに私たちが見過ごすことができない課題があることも忘れてはなりません。それは、第1点目に、企業とパートナーシップを築きながら、雇用義務の土台のうえに働く場をどのように作っていくか、

第2点目は増えつつある就労移行支援事業所を含め就労支援機関がお互いにどのように連携していくか、そして第3点目として法定雇用率算定外の労働の場をどのように確保していくのか、ということです。

このような課題を解決していくうえで必要なのは支援者の創造性であり、福祉と労働が融合した多様な働くかたちの創造、そして多様な支援の創造への取り組みが問われることになるでしょう。働くことを希望する誰もがその希望をかなえることができること、そして職業生活を通して誰もがいきいきとした自分の人生を歩むことができること、それが私たちの支援のよりどころであるはずです。それを実現するための仕組みを横浜から全国に発信したいものです。

理事就任にあたって

市精連代表
大友 勝

この度、市精連代表就任に伴い、SSJ理事を拝命することとなりました。私自身、市精連からSSJの分離を積極的に推進した経緯もあり、SSJの安定した事業運営に接して、分割は方向として間違っていなかったと安堵しつつ、菊地前理事長はじめ、関係者のこれまでのご尽力に改めて敬意を表したいと思います。

それにつけても、精神障がい者の法定雇用率は5年後の義務化、10年後の実施というとんでもない方向でまとまりつつあるが、これからのSSJの役割のひとつとして、これまでの実践の調査研究を行い、就労支援の実践的方法論をまとめていくことも必要ではないかという次第です。理事といっても何ができるかわかりませんが、取りあえずは皆様の邪魔にならないようにと心がけています。今後ともよろしくお願いします。



sara * news

さらニュース

働く場、就労訓練の場としてカフェガーデンさらを事業の中心に就労継続支援A型事業所を運営して参りましたが、お陰様で3年目を迎えました。今年度に入ってからのニュースをご報告したいと思います。

その1

赤い羽根共同募金を頂いて店舗リニューアルを行いました！



2012年度に申込みをしておりました、赤い羽根共同募金の配分の決定を頂き、2013年1月に「カフェガーデンさら」のリニューアルオープンを行いました。お店が入っている建物は、県の財産なので、設備等の新設は出来ませんでしたが、机や椅子を一新し、路面ガラスにお店の案内を表示するなど、よりお客様をお迎えできるような工夫を行いました。特にお1人でもお寛ぎ頂けるよう窓際には一人席を配置し、ゆっくりとカフェでのお時間をお過ごしいただけるようにしました。

また、内装のリニューアルに伴い、メニューや運営方法のリニューアルを行いました。ランチ以外のご利用を増やすべく、パスタや軽食メニューを追加したり、よりお待たせしないようにするため、前払い制としました。神奈川県総合医療会館内の方により多くご利用頂くための工夫としまして、4月15日には無料で試食会を実施し、多くの会館のお客様にお試し頂くことができました。その他、回数券の導入、土曜日の開店開始などカフェガーデンさらは日々、変化を遂げています。メンバースタッフ一同、より多くのお客様にご利用頂けるように検討を積み重ねている日々です。



その2

緑区総合市庁舎内とれたてみどり産直販売店 「さら」事業立ち上げに向けて

横浜では地元でとれた農畜産物を積極的に食べようという地産地消の取り組みを行っていることはご存知ですか？今回、緑区の農家さんが丹精込めて作った産直野菜を緑区総合市庁舎内にて販売する団体を募集していたところ、さらが応募し、5月24日に立ち上げに向けて交渉する権利を得ることができました！

現在、7月9日（火）10時からの開店に向けて、農家さんや緑区の方々と細かい打ち合わせを重ね実現していけるよう取組を始めています。1からのお店作りです。メンバーと共に検討を重ね、お店運営の楽しさ、販売の楽しさを感じることが出来る活動を目指したいと思っております。

緑区ホームページや広報にもご紹介頂けるようです。お近くにお越しの際は、是非お立ち寄りください。また続報を次回のニュースにてお知らせいたします。

さら 虫生 玲

information

★とれたてみどり直売所「さら」は
毎週火・木曜日10:00～15:00(売切れ次第閉店)
JR・地下鉄グリーンライン「中山」駅徒歩5分
緑区役所にて営業しています。
2013年7月9日、開店の様子は、NHK、
神奈川新聞でも取り上げてもらいました。
皆様のおこしをお待ちしています。



すきっぷ 近況

今まで月～金まで開所していましたが、4月から火～土に変更しました。毎週土曜日はお茶会、DVD鑑賞、昼食会が行われています。毎回7～8名の来所者がいらっしやっています。

平日お仕事で都合でなかなかいらっしやれない方も来所され好評です。毎月2回金曜日に「イブニングケア」（夕食会）が行われています。こちらも毎回平均9～10名ほど参加されています。両方ともSSJ所属の方、OBの方も参加できますので、参加されたい方はご連絡お待ちしております。この他に毎月、映画鑑賞、カラオケプログラムがあり、有志で何名かで麻雀サークルを立ち上げました。

これら以外に、刺し子プログラムを始めています。布に絵を描くように縫い付ける物ですが、興味のある方は是非参加してみてください。また不定期ではありますが、「女子会」も始まりました。お茶会をしたり、刺繍をやったりしています。

すきっぷは平均利用者が着実に増えてきています。ますます活力あふれる今後のすきっぷにご期待ください。

同人誌「すきっぷ」
第2号もできました！

すきっぷ



アクセサリ作り始めました！

～新しい作業ハンドメイドジュエリー～

私達は、社会復帰に向けて必要なチームワークや積極性を養うために、アクセサリ製作という新しい形の作業形態を考案しました。未だ立ち上がり段階で慣れないこともあり、毎週のミーティングや製作と販売に向けての情報収集はかなりのリハビリになって、日々勉強の連続です。



材料の調達からデザイン考案、店舗出店まで全て自分たちで行っており、1つ1つ心を込めて製作しています。

細かい作業なので、集中力も養えます。

現在とちの木で販売しています♪
今後デザイン変更・追加注文承る予定です。
お客様のニーズに応じて皆様に幸せを届けます☆さら出店にも向け奮闘中！

◆店内の様子
イヤリング・ピアス
¥600・800

↑様々なデザインを取り揃えています

編集 後記

平年より2週間も早かった梅雨明けから久しいですが、皆さんいかがお過ごしでしょうか？この分だと残暑も厳しいのでしょうかね(汗)いずれにしても長い夏になりそうです。

先日、作業所の近くにあるかき氷のお店に行ってきました。店内は昭和の香り漂う佇まい。色あせた古い看板やポスターが、一層味わいを醸し出していました。開け放した入口からは、心地よい風が風鈴の音色を運んで来てくれて、かき氷を頬張りながら過ごしているうちに、今までの暑さが嘘のように和らいでいきました。クーラー世代の私にとっては、新鮮な体験でした。

皆さんもたまには自然の空気を部屋に取り入れて、心地よい空気を感じてみては。もちろん熱中症には気を付けながら、工夫次第でこの夏を乗り切っていきましょう♪

(スナフキン)

